

下水道使用料等検討委員会会議録

第4回 平成23年5月27日（金）

午後1時30分 開会

【委員長】 ～ 委員長あいさつ～

最初に皆さんに会議録作成者の入室についてお諮りしたいのですが、如何でしょうか。

【委員全員】 異議なし。

【委員長】 異議なしとのことで、入室を許可します。

【施設建設担当課長】 前回、市の財政課より東久留米市の財政状況をご説明頂き、今回の会議にあたって、ご質問等がありましたら事前にお知らせしていました。書面での質問は無かったのですが、本日、財政課長と担当主査が出席されていますので、もし、この場で質疑等が有れば、時間を頂戴したいと思いますので、宜しくお願いします。

【委員】 基本的なことで申し訳ありませんが、市の会計は、一般会計と特別会計の2つありますよね。一般会計は自由に使える一般財源と、使途が特定されている特定財源の2つからなっている。東久留米市は、特別会計はいくつありますか。

【財政課主査】 平成23年度で国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業の4特別会計となります。

【委員】 前回会議の資料にある物件費なんかには、一般財源や使途が特定されている特定財源があるということですか。

【財政課主査】 場合によっては特定財源が充たるときもあります。

【委員】 概ね一般財源と特別財源の割合はどのくらいですか。

【財政課主査】 概略ですが、平成21年度決算では、歳入決算額が約360億円、これに対しまして、一般財源は、地方税 約164億円に加えて、地方交付税、地方譲与税等がありまして概ね5割となります。

【委員】 東京都から頂くお金は使途が自由な一般財源ですか。

【財政課主査】 都からは支出金と言う形で頂くことになり、基本的には使途が定められている特定財源となります。

【財政課長】 事業に応じて国や都からの補助金が大きくなったり、小さくなったりしますので、一概には言えませんが、現在の東久留米市の状況では概ね半々となります。

【委員】 現在、新聞等で言われている、各公共団体が自由に使えるよう特定財源をやめて一般財源にしようと言うのは、この問題ですか。

【財政課主査】 そのとおりです。

【委員】 特別会計について、国の方でも不透明と言われたり、議論されていますが、市の議会等で論ずることはありますか。

【財政課主査】 特別会計も予算を持って運営されますので、当然、予算については議員さんに目を通して頂いて、議会で審議されています。

【財政課長】 一般会計と同様に審議されます。

【委員】 前回の資料 5 に滞納の欄がありますが、どのような方ですか。かなりの額になりますが。税金と同様に督促状等を送付しているのでしょうか。

【下水道計画係長】 下水道料金は、水道料金と同時徴収しておりまして、下水道使用料の徴収については水道の方に委託しています。水道の方で徴収の努力をして頂いています。水道局の方で追跡を行っており、電話や訪問により徴収率を上げる努力をしています。

【委員】 企業なのか？一般家庭なのか？

【下水道計画係長】 企業はない。一般家庭です。

【委員】 資料 5 の数値は、滞納者からの収入を示しているのでしょうか。現実滞納者はどのくらいいるのでしょうか。

【下水道計画係長】 次回までに金額と件数を提示します。

【都市建設部長】 滞納金額については 1%に満たない程度で、税金の滞納比率よりも少ないです。

【委員】 水道と同時徴収なので、徴収率は高くなっている。

【委員】 水道料金は払って、下水道料金は払わない人はいるんですか。

【都市建設部長】 井戸を使っている人は、そういう可能性はある。

【委員】 滞納者に対して延滞料はとっていないですか。とらないといけないのではないですか。

【下水道計画係長】 延滞料金はとっていません。下水道で延滞料金をとっている事例は聞いたことがないです。

【委員】 きちっと払っている人に比べて、電話や訪問等の余計な手間がかかっているんで、延滞料金とったほうがいいですね。

【都市建設部長】 滞納の 1 件当たりの金額が小さいので、延滞料はとれないと思います。

【委員長】 未納に対して、収納を上げる努力していますか。日常の業務として何かやっていますか。

【下水道計画係長】 特に滞納者の整理は行いますが、年に 2 回、多摩地区での会議で対応を協議していますが、具体的な事務はしていない。

【委員長】 具体的に滞納の数字を減らすために、何か試みをしているかをお聞きしたかったのですが。

【下水道計画係長】 その辺りを含めて水道に委託しているので、実際の滞納者に対しての事務は行っていません。ただし、水道局の中でも下水道独自に動いていいのではと言われており、今後の滞納者整理が市の方に下りてくれば、今後の会議の議題になると思います。

【委員長】 直接回収等の呼びかけたりはしていないのですね。

【下水道計画係長】 はい。

【委員長】 前回の会議の終わりの方で、委員からの質問でありましたが、東久留米市の使用料が 26 市町村で高いのか低いのかに対して、受益者負担金の条例を廃止して、受益者負担金を徴収しなかったため、起債償還額が高くなりそれが、使用料が高くなっている要因だと説明をうけましたが、なぜ条例を廃止したのか、ご説明頂けますでしょうか。

【施設建設担当課長】 当初、受益者負担を徴収することで条例制定したが、昭和 30 年代に整備された滝山団地では受益者負担金を徴収しないで供用開始されていたこともあり、これからの整備していく地域で受益者負担金を徴収すると不公平が生じる。内部検討委員会や学識経験者を交えて、公平な行政施策とすることが本筋だと言うことで、昭和 56 年に受益者負担金に関する条例を廃止したと言う経緯です。

【委員長】 ある面では先送りしたお金の結果、現在の状況です。先送りの理由は、現状で前途の説明しかできないですね。そのほかにも部長から説明があった、落合川、黒目川の 2 つの大きな河川があり、サイフォン方式、地形状況で建設費が高くなった。以上の理由で未だに償還が高い。この辺を把握して下水道料金を検討していかなければならない。

【委員】 下水道料金と関係ないことですが、市の財政状況の方で児童福祉費とか生活保護費が増加しているとのことですが、児童数は減少していると思いますが、児童福祉費が増加しているのはなぜですか。

【財政課長】 平成 21 年度では、大きなところでいいますと、こども手当の制度ができて、市の負担もあり増加しました。そのほか、児童手当が平成 18 年度に改正されていまして、補助制度等の改正、変更により増加しています。

【委員】 対象者は減っていないのでは。

【財政課長】 児童数は減っていますが、対象者は減っていない。

【委員】 対象範囲の拡大と所得制限により、対象者は減っていない。1 番大きいのは子ども手当。

【委員】 下水道の地方債残高は、市の地方債残高に含まれていますか。

【財政課主査】 下水道会計の地方債残高も含まれる。一般会計の地方債残高が約 260 億円、下水道の地方債残高で約 160 億円、併せて東久留米市の地方債残高は約 400 億円となります。

【委員】 現在、下水道は一般会計より補填されていますが、もし、下水道が黒字になった場合、一般会計の方に利益が移動するというふうにはならないのか。

【財政課主査】 基本的にはならないです。あくまでも下水道会計の方で貯めていく形となります。

【委員】 受益者負担金のときは、議会の審議が必要だったようですが、今回の下水道料金値上げの場合も必要なものなのでしょうか。

【都市建設部長】 市の条例で定められているので、議会で審議して頂くことにな

ります。

【委員】 下水道料金についても、一般会計の地方債関連も両方とも議会案件ですが、そこで、起債の移動等のやり取りは当然、別会計なので出来ませんよね。

【財政課主査】 できません。

【委員長】 この委員会での意見は、市長に答申しますが、市長はこの委員会の結果を議会にあげるときは、そのままあげるとはかぎらない。下水道使用料検討委員会の内容が議会にストレートであがるわけではない。市民としての考え方を、検討し、質疑し、議論することは、議会に全て任せているわけではないということです。

【委員長】 一般会計から下水道へいくら出すかは、現段階ではきまっていない。

【委員】 本来は、独立採算の考え方で行けば、下水道単独で運営しなければいけないが、78%くらいしか下水道で賄えていないので、残りを一般会計繰入金で賄っている。

【委員長】 受益者負担に対する意識が希薄のようです。下水道の独立性を考えた場合、市民に負担がかかるのはこの場で理解できても、議会等ではなかなか理解されてない。各自の立場で議会や市民等への啓蒙活動を行っていくことが必要ではないかと考えます。

～ 休憩（5分間） ～

【委員長】 それでは、本日の議題に入ります。次第 1. の下水道使用料と今後の使用料についてと、次第 2. 使用料改定についてのご説明をお願いします。

【施設建設担当課長】 ～ 市の財政状況、下水道事業について説明 ～
議題に入る前に、再確認と補足説明のため、お時間を頂きます。

前回、財政課長により話があったように、現在の財政状況は非常に厳しい状況にあると、市税、地方譲与税、地方交付税、が一般財源となり、10 年前と比較しますと、25 億円減少しているということでした。

少子高齢化の進行に伴い、担税世代人口の減少、東久留米市の歴史的経過からいうと、当市はサラリーマンである市民の方が多く、市民税に依存をしてきたという体質がありました。

それから、平成 15 年度の財政危機宣言以降、行財政改革に取り組んでおります、下水道事業におきましてもこれまでの組織の見直しにより、3 係でやっていたものを 2 係にし、下水道課が施設管理課に統合され、施設建設担当課長ということで、下水道土木建築の工事と一緒に見る課長となりました。人員削減や維持管理のアウトソーシング化、地方債の繰上償還、今後の下水道経営の経営健全化計画を作成し承認をされたことにより公的部分の繰上償還、高利率 6%以上が認められ、平成 19 年、20 年にわたって 39 億 4 千 5 百万円の借換債ができました。その結果、利子分だけで 10 億円の

効果を上げています。

財政状況は年を追うごとに市税収入が落ち込んできております。こうした歳入の減少に対して、超高齢化社会の到来、扶助費の伸びにつきましては、毎年大きくなってきて、人件費削減等の行革効果を飲み込んでしまっているという状況であります。

そして特に、国保会計や下水道会計への繰出金、これは本来、独立採算ということになりますので、市の一般会計への大きな重みであり圧迫している状況にあると。国保会計、下水道会計あわせても 20 何億からの赤字繰出しがあります。一般会計からみれば、その赤字繰出がなければ、らくに経営でき、市民サービスは一定のレベルを保つことは可能でしょう。

現在、一般会計が赤字のような状況であり、財政調整基金の繰入額、土地の売り払い収入、合わせてやっと成立した予算であります。

しかし今後は、この補てん財源については財政調整基金の繰入はゼロにする、土地の売り払い収入も見込むところがない状況であります。

特別会計は地方財政法第 6 条と同法施工令第 12 条で位置づけられております。したがって、特別会計という事業の設置と適正な経費の負担を前提とした下水道の独立採算制が義務づけられており、歳出に見合った適正な料金を設定するという一方で、繰出金の、平成 21 年度 9.5 億円、それから平成 22 年度 11.5 億円、平成 23 年度では 13.8 億円の市税を補てん財源とすることなく、その会計の中で費用を賄ってやっていただきたいということでありました。

また、前回の委員会資料の 1 ページの下水道事業の概要で、図 1-1 建設ピーク時の補足説明をさせていただきます。

公共下水道の人口普及率は平成 15 年度で 100%を達成しております。着手から平成 21 年度末までの総事業費は、約 460 億円でございます。建設された汚水の延長は、約 288 キロとなっております。昭和 57 年度～平成 7 年度の 14 年間で全体の事業の約半数を事業費 300 億弱、延長にして 131km を施工しました。

このことにつきましては、昭和 45、46 年当時、東久留米市には東京都区部の過密化激化の余波を受け、大規模団地が建設され、人口急増による早急なインフラ整備が課題となりました。こうした状況を踏まえ市は、右肩上がりの経済成長を背景に、昭和 47 年 3 月に策定された第 1 次長期総合計画の基本構想は、昭和 60 年を目標とした将来都市像を、「快適で健康な緑と太陽にめぐまれた住宅都市」と定め、実現するために基本目標を①住みよく楽しい生活環境の確立②明るく豊かな生活を営むための努力③教育文化の向上と設定し、市民の協力と計画的な市政運営によって着実に実現されつつあった、その後、昭和 60 年、第 2 次長期総合計画においては、市政および市民を取りまく社会経済状況は、低成長経済の定着化、高齢化社会の進行、市民意識の多様化、など種々の変化をみせてきており、新しい時代への転換期を迎えようとしている。

したがって、このような時代における様々な課題に的確に対応し、豊かな地域社会

を実現していくために、目標年次を昭和 75 年（平成 12 年）とし、将来像を「水と緑とふれあいのまち“東久留米市”」と定め、主要課題として、未整備な土地基盤のうえに急激な住宅立地が進んだため、道路・下水道などの都市施設の不足から生活環境の悪化、市街化の進行などから緑地空間の減少や河川の汚濁が進み、快適でうるおいのある自然環境が損なわれようとしている。

そのため、下水道は、市民が健康で快適な文化的生活を営む上で、必要不可欠な施設であるとともに、河川等の水質保全など環境整備の最も効果的な事業であるとし、最重点事業の一つとして力を注いでいかなければならないと位置付け、昭和 70 年（平成 7 年）市内全域普及を目指したためであります。

それから、受益者負担金について再度説明させていただきます。受益者負担金は何かと申しますと、污水管を埋設するに当たり、下水を使えるようにすることによって、恩恵を受ける人たちに宅地の面積当たりでお金を徴収したり、建設費の 4 分の 1 から 5 分の 1 の費用を市民の方に負担いただくということです。それを建設費に充てている市がほとんどでした。（徴収していれば 50～100 億円）

東久留米市においては実施されませんでした。その要因は、滝山団地入居に際して下水道建設事業が昭和 39 年から始まったので、その際、徴収すればよかったが、徴収しなかったのが、下水道の供用開始区域と整備予定区域の公平性の問題、市内部の検討委員会での検討と、学職者 3 名にお願いし検討を重ねてきたということで、公平な行政を行うために廃止し、その結果、昭和 56 年に受益者負担に関する条例が廃止、受益者負担金を取らないと団体意思を決めました。

不公平があるということで、受益者負担金を徴収しなかったことであります、現在下水道の整備率は 100%となっておりますので、健全な下水道事業を経営していくために、公平に使用料によって、それ相当分のご負担をお願いしたいと考えております。

【委員長】 会議録について、問題ないでしょうか。

【委員全員】 問題なし。

【下水道計画係長】 ～ 第 4 回委員会資料について説明 ～

第 4 回資料について、確認いたします。

表紙を、めくっていただいて、1 ページ、次のページから資料 1～資料 4 までございます。6 ページ以降 10 ページまで参考資料となっております。

東久留米市公共下水道事業の経営予測は、当プランで位置付けた平成 23 年度～平成 32 年度に実施する事業とその間の起債償還額を基本としました。

東久留米市公共下水道事業の経営予測結果は、繰入金の措置が無いケースを資料 1 で示しています。2 ページの資料 1 をご覧ください。下のほうの段に薄緑で表示している一般会計繰入金（現行）基準外の欄の一番右側 H23～32 合計が約 67 億円となって

います。これは、現行の使用料のままで行った場合の平成 23 年度～平成 32 年度の 10 年間の一般会計からの繰入金です。このような年平均でも約 6.7 億円という多額の繰入金を一般会計から持ち出すことは市財政に大きな影響を与えるものとなります。

更に、資料 1 のピンク色の欄、汚水処理経費回収率（現行）ですが一番右側 H23～32 のところで、この 10 年間の平均が 68.4%となっています。この経費回収率を人口普及率も 100%となっていることから、これも 100%としなければいけない状況となっています。以上より、使用料の改定について、その目標設定を以下のとおりとしました。これを踏まえて、使用料改定の案を説明いたします。ケース 1 からケース 5 までは設定いたしました。それぞれのケース毎に資料 1 から説明いたします。

ケース 1 ですが、資料 1 の上の段、H23（予算）赤字で書かれている欄がケース 1 でございます。この数字は、ケース 1 の改定率で実施した場合の使用料収入額を計上しています。この場合は 2 年毎の改定周期とし、黄色で着色しているのが改定の予定年度となっています。また、改定はその都度、必要に応じて改定を行うものとします。同じくケース 2 はその下の段、緑の字で表示しています。その下段でケース 3、ケース 4 と表示しています。

ケース 5 は、ケース 1 から 4 までの 10 年間の累計における経費回収率を 100%とするものではなく、平成 32 年度で 100%となる場合の改定率です。このケース 5 は、ここで改定すれば、今後 10 年間は使用料を改定しなくても良いものとなっています。

資料 1 の一番下の段、改定汚水処理経費回収率をご覧ください。この欄の右側のピンク色の数字ですが、ケースによっては、後期計画中に 100%を超えるものもありますが、前期計画期間も含めた回収率とするため、改定率の見直しが後期中でも必要となるものです。但し、ケース 5 は除きます。

次に、このケース毎の改定による使用料金について、説明いたします。

資料 4 をご覧ください。構成比率が一番多い世帯の 1 ヶ月使用水量 20m³ のケースのとき、今回の改定による使用料金は、薄い水色の欄のようになっています。差額の項目の下額が現行の使用料との差額です。ケース 5 の 160 円からケース 4 の 720 円までのアップとなります。これはあくまで 1 ヶ月単位です。年間にすると、ケース 5 の 1,920 円からケース 4 の 8,640 円となります。

資料 3 をご覧ください。

これは、平成 23 年度から 32 年度までの汚水処理経費と使用料収入の推移をグラフ化したものです。汚水処理経費の茶色いラインに対し、改定ケース 1 から 5 までの使用料収入ラインを対比させています。この表中、平成 28 年度を境に汚水処理経費の茶色いラインとケース 1 から 4 までの使用料収入ラインが逆転するものとなっています。これは、ケース 1 から 4 までの経費回収率が単年度で 100%を超えるため、このような結果となっています。このグラフを見ると、平成 28 年度以降は、使用料改定を行わなくても良いのでは無いか？と思われますが、前期の計画期間も含め 10 年間で 100%にするため、平成 28 年度に 100%を超えても、あくまで、10 年間のスパンで捉

えるため平成 28 年度以降も改定が必要となっています。

あと、参考資料として、(1) 将来の建設事業費・これは、前回の雨水・汚水が一緒になっていて、見難いものでしたので今回、新たに作成しました。続いて(2)の東京都と多摩 26 市の減免措置状況を再度添付いたしました。(3) 都内の下水道使用料体系表(4) 平成 21 年度の近隣都市(荒川右岸処理区)との経営比較表を付けております。

最後に(5)用語の解説となっております。この資料中、関東近辺における直近の使用料改定状況を載せております。以上で資料の説明を終わります。

【委員】 参考資料(1)は、将来の予算でしょうか。

【下水道計画係長】 直近 5 年については、整備箇所も決まっている整備予定をあげています。その後の 5 年については改築更新や雨水の浸水対策を主とした整備を行う予定をあげております。

【委員】 改定周期は、値上げした使用料ベースに対し 12%等の改定を行うのでしょうか。

【下水道計画係長】 はい。そのとおりです。

【委員】 ケース 1 ですが、仮に 2 年後に改定しない場合の検討は無いのですか。2 年毎は頻繁に上げすぎるのではないのでしょうか。

【施設建設担当課長】 10 年の間で経費回収率 100%を目標としています。ケース 5 の改定では、10 年間で一般会計から 67 億円の繰入がありますので、これが耐えうるかどうかです。やっぱり、経費回収率を 100%に近づけたいので、各ケースを設定させて頂きました。

【委員】 黒字になったときも、使用料改定を行いますか。

【施設建設担当課長】 行います。

【委員】 12%毎の改定すごいですね。

【委員】 近隣都市の回収率が低いところについて、下水道使用料の改定についての動向はありますでしょうか。

【下水道計画係長】 清瀬市は平成 20 年度に改定を行いました。西東京市は市町村合併したこともあり平成 21 年度見直し中となっていました。小平市については、改定の予定はないようです。

【委員】 下水道使用料の改定の目標は、経費回収率を 100%で考えるのでよろしいでしょうか。

【施設建設担当課長】 はい。独立採算と言う考え方のもとで 100%を目指すこととなります。

【委員】 清瀬市の平成 20 年度の使用料改定は、資料の 8 ページ、9 ページに反映されていますか。

【下水道計画係長】 はい。反映されている数値となっています。

【委員】 清瀬市も本市検討と同様に、周期であげていっているのでしょうか。

【下水道計画係長】 同じように 3～5 年周期で見直している。

【委員】 今回の検討結果で、2 年周期となったら、議会での審議も 1 回で議論されるのですか。

【委員】 改定毎に議会の審議が必要です。概ねどこの市町村も 3 年毎に見直ししていることが多い。改定ができるか見直しができるかはその状況による。

【委員】 今回ケースでも 2 年後にまた議会ですか？

【委員】 議会では 2 年後、3 年後の承認は得られないので、毎回の見直しで議会での審議が必要となります。

【委員】 どの市も財政状況が厳しい中で各市が独立でやる必要があるのでしょうか。多摩地区で集まってやってみようと言う試みはないのでしょうか。

【委員】 すばらしい意見だと思います。ただ、各市の状況があって各市の起債残高等の状況が違うので調整できるかどうかは難しいと思います。

【委員】 簡単にはいかないと思いますが、狭いところで別々の管理は非効率ではないでしょうか。難しいとは思いますが、一方で話がでないのでしょうか。

【委員】 当然、地域視点等を含めた中で意見はでています。5 年、10 年かかるとしてもどこかの都市が口火を切らないと進まない。

【委員】 今回の使用料改定でどうなるかわかりませんが、別途、このような話を進めていかないと行けないと思います。

【委員】 今回の答申に含めていきたいと思います。

【委員長】 下水道だけの問題だけでなく、合併問題等を含めて考えていかないといけないですね。

【都市建設部長】 本市の下水道は、流域関連公共下水道であり、施設のスケールメリットは図っている。また、各市の接続点での水道検査や各市のポンプ工場の維持管理も一括で新都市建設公社に委託しており、経費削減を図っている。排水設備検査も、新都市に委託している。

ただ、下水道法で管理者は、各公共団体の長と定められているので難しい問題だと思います。

【委員】 10 年ぐらいかけて法改正して、東京都に一括管理をお願いしてみてもどうか。

【委員】 東京都からは法的根拠を盾に議論できない状況です。

【委員長】 今までの使用料改定の実績は、どのくらいの周期で改定を行っていますか。

【下水道計画係長】 前は平成 17 年度に、その前は平成 14 年度に改定を行っています。

【委員】 前回の使用料改定では 10% で答申した。復習を兼ねてご説明をお願いしたいのですが、資料の 2 ページ一般会計繰入金の基準外の数値がケース別に書いてありますが、現行との差が使用料改定の効果となりますよね。

【下水道計画係長】 はい。そうなります。

【委員】 それとは別に基準内の繰入金がありますが、どのような関係になりますか。

【下水道計画係長】 基準内は、総務省の通達で定められている繰入金です。

【委員】 それでは、基準外とはなんなののでしょうか

【下水道計画係長】 赤字と考えて頂ければと思います。

【委員】 そうすると基準外が 0 になっても改定するのですか。

【下水道計画係長】 10 年間で経費回収率 100%を目標にしているため、改定を見込んでおります。

【委員】 一般会計繰入金の基準外の数値の 0 の部分は、マイナスはおかしいかもしれません、黒字表記があるのでしょうか。

【委員】 基準内繰入金の基本的考え方は、自治省の財政局からの通知で示された公費と私費の負担基準を示しているもので、毎年度通知が出されるので最新の通知に留意している。

【委員】 どう考えても基準外を 0 にするには、下水道使用料の値上げしかないのでしょうかね。

【委員長】 今回、検討委員会の開催について、周期的な時期がきたからなのか。それとも、値上げしないといけないという財政的な理由ですか。

【施設建設担当課長】 2 つの意味があります。平成 17 年度からある程度経過し、3～5 年周期で見直しを行わなければいけない事と、一般会計の方が逼迫した状況である。独立採算性の観点から行けば、下水道の方である程度改善する必要があるという市の意向もあります。

【都市建設部長】 市の改革への道しるべの中に、特別会計における使用料の適正化も示しています。

【委員】 基準外をどうするかということと、一方で回収率をどう上げるかが議論になると思います。前回の答申では 10%改定の根拠として近隣 5 市の平均経費回収率 63%を目標として設定しています。基準外繰入金を目標にすると、かなりハードルが上がりますので、経費回収率を見て頂いた方がいいのではないかと思います。

【委員】 基準外を 0 にするのは基本的考え方であるのは分かりますが、基準外でもこの辺りまで一般会計から繰り出せるラインというのではないのか。

【委員】 基準内という認められた部分がある以上は、基準外は 0 にすることが原則となります。

【委員長】 6.2%の改定で行けば、10 年先では基準外は 0 になりますが、それまでの間、基準外繰入がありその間持たないということはあるのでしょうか。一般財源から出る出ないの話は、あるのでしょうか。

【委員】 いくら特別会計と言っても、市が運営しているから一般会計から繰り出せないということはない。

【委員長】 一般会計からの繰り出し金がどのくらい出せるかの線があると議論がし易いので聞いてみました。

【委員】 今回の検討で、平成 32 年度において経費回収率 100%の目標が有りますので、基準を出すのは難しいです。

【委員長】 言いたかったことは、現在の市の財政状況、下水道事業の財政状況を議会がどのように把握しているか。検討委員会の理念をもっと伝えて行かないといけない。単なる値上げの検討ではなくて、全体を通した考え方を検討していかなければいけない。

【委員】 次回に提示して頂きたいのですが、23 年度に 6.2%改定、さらに 5 年後に 6.2%で上げた場合はどうなのか。シミュレーションのケースを追加して欲しい。

【施設建設担当課長】 今回の資料は、あくまでも 10 年間のトータル収支で経費回収率 100%を目指しているので、各ケースを提示させて頂いた。改定率の数値は、いくつでも上げられますが、何を目標にするのかを決めなければいけない。

【委員】 12%の 2 年周期は議会でもとらないのではないのでしょうか。

【委員】 一般会計が耐えられるかの議論は難しいと思います。

【委員長】 検討プロセスの検証のため、5%程度の値上げの検討ケースが必要と思われます。次回、提示をお願いします。だいたい 5 年毎だと一般的になるのではないのでしょうか。

【委員】 前回の答申を受けて 10%の半分の 5%ずつを 5 年毎の改定ケースで提示して頂ければ、だいたい見えてくるのではないのでしょうか。

【委員】 私の会社や周りの人と良く出る話題ですが、私たち 30 代・40 代、特に子どもがいる世帯は家を買うとかそういう世代で、行政サービスには結構敏感です。家を買う時の基準として、例えば、子どもに係る医療費が小学校までとか中学校まで、出る、出ないという話を男性同士の間でもします。インターネットや奥さんたちからそういう情報を得ています。その中で下水道の話が結構出て、東久留米は高いよと言われました。

東久留米市は駅が 1 つしかなくて、駅一つの差で行政サービスだけ、下水道だけを考えるとすごく差があります。インターネットで「住みやすい街ランキング」を検索すると、近隣市とは 4 0 0 円前後の違いが出てきます。単純に考えれば、年間 2 ヶ月分以上余計に払います。隣の市に住めば 2 ヶ月分かかりません。年間で 1 万円弱というのは、われわれの世代は敏感です。そうすると、フットワークの軽い世代は転居する時の指標にします。われわれからすれば、市の財政がどうだ、赤字だ、一般の繰入がどうこうは関係ない、単純に普通の生活するには、コストはここだとどれくらいかかるのかという基準で考えている。若い世代を呼びこむ方向にもっていくべきだと思います。

下水道料金だけを考えれば、経費回収率を 1 0 0 %に上げればいいのですが、若い世

代とすれば、ここからさらに１０％の値上げは許容できる範囲を超えます。さらに震災の関係で電気料金があがる、消費税があがる、社会情勢の逆風の中で下水道料金をこれ以上あげることは考えられない。受益者負担金をなくした弊害がでてきていることは、利用者からすれば関係ない。特に２０％、東久留米のイメージダウンにつながりかねない、そのときに若い世代はほんの数メートル離れた近隣市に行ってしまう。下水道料金だけでなく、もっと大きな目で東久留米市の住みやすい街も考えていかなければならないのではないのでしょうか？

若い世代の代表として委員会の中で少し感情的な部分も入れたいと言うのが、正直な話。一般会計だ、繰入だ、０になるんだという表もわかるが、利用者としてもっと東久留米市としての全体のことや感情的なことも含めて考えていったほうがいいと思います。

【委員長】 それでは本日の委員会は終了します。

午後４時１０分 閉会

～ 事務連絡 ～

次回の委員会開催予定については、以下のとおりとなりました。

7/1（金） 13：30～ 第6回 庁議室

7/29（金） 13：30～ 第7回 議会会議室